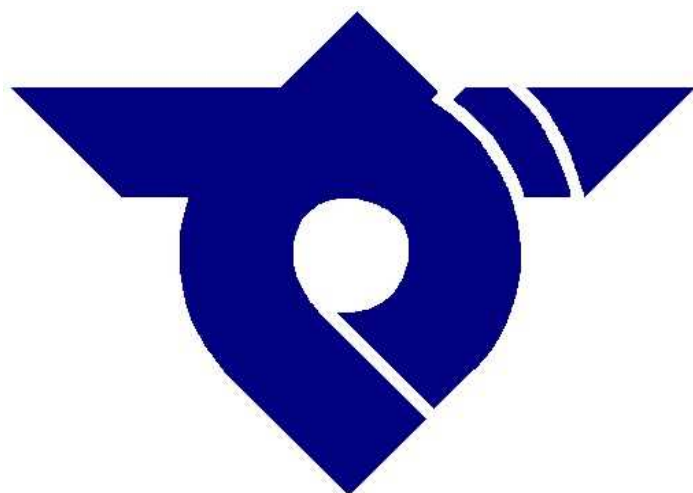


令和7年度
善通寺市地域提案型事業



募 集 要 項

【募集期間：令和7年1月17日(金)～2月14日(金)】

善通寺市役所
自治防災課

目 次

1	目的	1
2	応募できる団体	1
3	対象事業	1
4	対象とならない事業	1
5	助成の対象となる経費	3
6	助成の対象とならない経費	3
7	助成上限額	4
8	募集期間・応募方法等	4
9	審査方法	4
10	事業の実施	5
11	事業完了の報告	7
12	事業の評価・公表	7
13	問い合わせ・提出先	7

令和7年度 善通寺市地域提案型事業 募集要項

1 目的

この事業は、地域の各種団体が企画、提案し、自ら実施する事業の必要経費について、市の予算の範囲内において助成するものです。

このことにより、地域の各種団体が自ら主体的に創意工夫し、実施する地域づくりや自主的な活動を促進し、市民の意思が活かされた独自性と魅力のある地域社会の創造を図ることを目的としています。

2 応募できる団体

各地域の連合自治会、子ども会、老人クラブ、婦人会等、地域の発展のために地域住民が主体的、継続的に活動する団体であることが条件です。

申請の際に、「申請団体に関する調書」「事業実施体制に関する調書」を提出していただきます。

3 対象事業

次のいずれにも該当するものです。

- (1) 地域社会への貢献ができる事業
- (2) 地域の実情や需用に対応した事業
- (3) 地域内で実施される事業

4 対象とならない事業

次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

- (1) 国、県、市が実施する補助制度等と併用する事業。(他の補助制度等と併用することはできません。)
- (2) 宗教的活動、政治的活動に関する事業
- (3) 専ら特定の企業や団体、個人の利益を追求するための事業
- (4) 物品の取得のみを目的とした事業 ※

※例えば、〇〇公民館に△△を設置する事業

〇〇会の活動に必要な△△を購入する事業 等々

【事業のイメージ（提案事業例）】

事業分野	事業名（事業概要）
環境衛生	●花のまちづくり事業 ・ボランティアによる花の栽培、管理 ・ガーデニング教室の開催 ●ゴミ減量対策事業 ・フリーマーケット開催 ・不法投棄監視パトロール実施 ・啓発ポスターの制作、募集、優秀者表彰 ●里山づくり事業 ・市民農園やビオトープゾーンの整備 ・休憩所や遊歩道の除草作業
防災 防犯 交通安全	●防災マップ作成、避難経路案内板設置事業 ・写真地図と組み合わせた独自の防災マップ作成、配布 ・避難経路案内板をポイントごとに設置 ●防災訓練実施事業 ・地区住民参加の防災訓練や防災講演会の開催 ●防犯パトロール隊活動事業 ・防犯パトロールの実施や防犯講習会の開催 ●交通安全マップの作成 ・地域内の交通危険箇所をマッピングし住民に配布 ・交通危険箇所に啓発看板等を設置
社会教育	●コミュニティ紙発行事業 ・各団体の活動内容、地域行事等をPRするコミュニティ紙を発行し、全戸配布 ●地域ガイド冊子作成事業 ・地区内の文化財などを紹介した地域のガイド冊子を作成 ●記念冊子の作成、配布事業 ・〇〇小学校創立〇〇周年の記念冊子を作成し、配布 ●伝統芸能復活再生事業 ・担い手不足により〇〇年前に途絶えていた〇〇踊りを復活させ、地域イベント時に披露
健康推進	●新スポーツ普及事業 ・幅広い世代が楽しめる新スポーツの講習会等を開催 ・新スポーツの大会を開催 ●ウォーキング大会実施事業 ・地域内の名所等をスタンプラリーする大会を開催

5 助成の対象となる経費

事業の目的を達成するために直接必要と認められる経費が対象です。

なお、申請には見積書等の明確な積算根拠が必要です。また、事業完了後の成果報告時には、具体的な購入品目等が確認できる領収書、レシート等が必要となります。

【経費参考例】

科目	経費の例
報償費	講師、指導者に対する謝礼金等
消耗品費	消耗品（作業服、清掃用品、文具等）購入費用
燃料費	ガソリン代、ガス代等
印刷製本費	資料、チラシ、パンフレット等を作成するための費用
役務費	イベント保険加入料、郵送料等
委託料	会場設営委託料、警備委託料等
使用料・賃借料	備品の借上げ料、会場使用料等
備品購入費 ※	備品（防災資機材、防犯用品等）購入費用

※対象となるのは、防災活動及び防犯活動に必要な備品（専ら当該事業目的のために使用される備品に限る）のみです。

また、「物品の取得のみを目的とした事業」は、対象外となります。

6 助成の対象とならない経費

次の各号のいずれかに該当する経費は、助成対象となりません。

- （１）交際費、慶弔費、飲食費、旅費、人件費
- （２）地域の各種団体の運営費、施設の維持費
- （３）用地の取得や賃借に要する費用、補償に係る費用
- （４）その他市長が不適当と認める経費

※「補助金等に関する基本指針」を参照してください。

7 助成上限額

1 地域において100万円を助成上限額としますので、必ず当該地域の連合自治会長と事前協議をしてください。

8 募集期間・応募方法等

(1) 募集期間

令和7年1月17日(金)から令和7年2月14日(金)まで

(2) 応募方法

当該地域の連合自治会長と事前協議のうえ、次の必要書類を市役所自治防災課へ提出してください。

(3) 必要書類

①地域提案型事業申請書

②事業計画書

③収支予算書

④申請団体に関する調書

⑤事業実施体制に関する調書

⑥その他事業内容を説明するために必要な資料

(商品カタログ、見積書、図面等)

※①～⑤については、自治防災課に設置しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

※添付しております記入例を参考にして、作成してください。

9 審査方法

市に設置する審査会で、書面審査を行います。審査の結果を受けて、事業採択を決定し、各申請団体へ結果を通知いたします。

申請された事業が必ず採択されるものではありませんので、あらかじめ、ご了承ください。

なお、事業の実施方法や事業費等について、条件を付して決定する場合があります。

10 事業の実施

事業採択の決定を受けた団体は、善通寺市補助金等交付規則（平成5年12月1日規則第28号）の規定に基づき申請手続きを行い、その事業実施に要する費用の交付を受けて事業を実施してください。

市は、必要に応じて実施事業の周知、広報について、広報紙やホームページによる支援、情報提供等を行います。

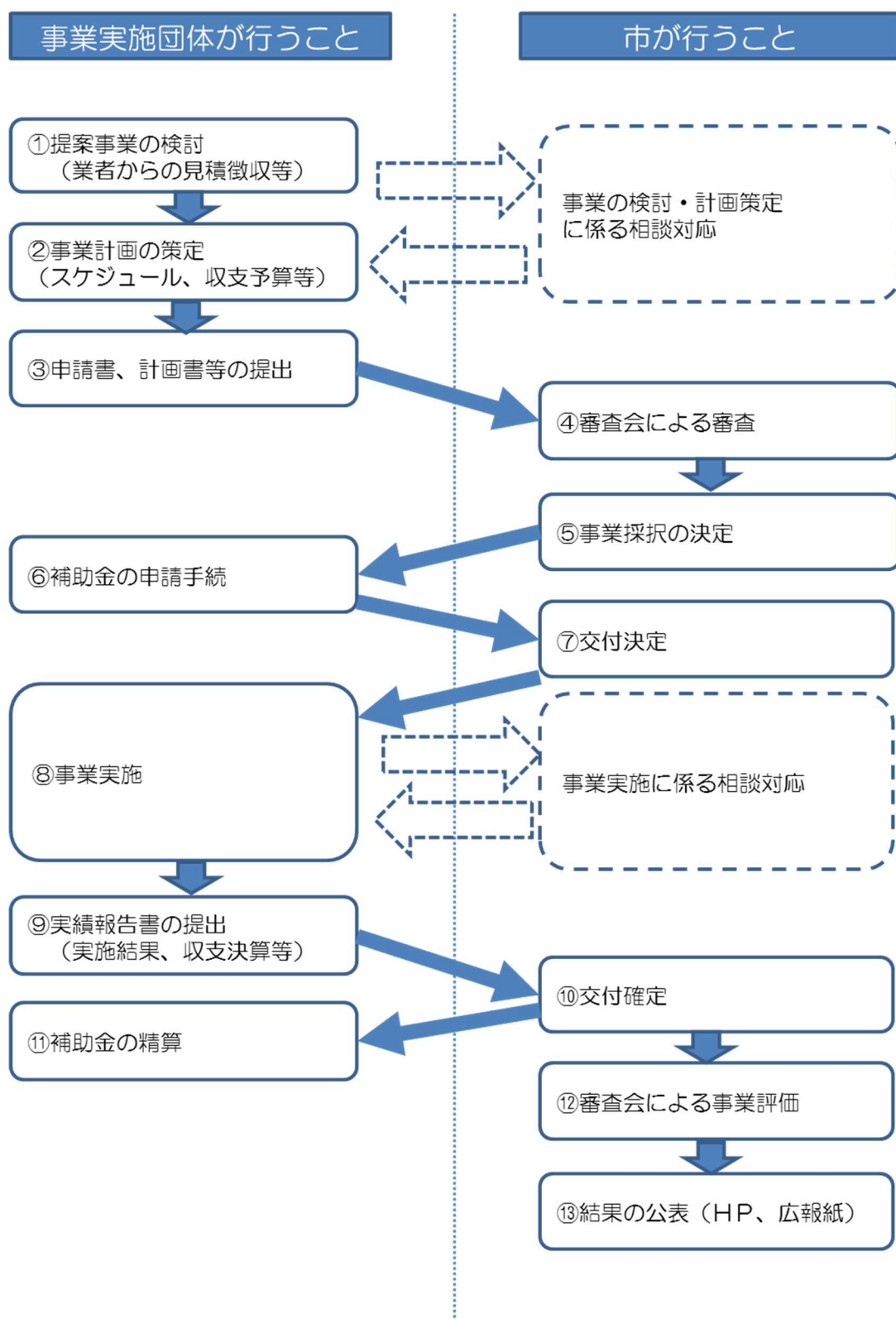
事業実施については、各団体が責任を持って完遂し、期限内に成果報告書類を提出していただきますようお願いいたします。

そのため、実施体制や事業計画については、十分に検討を行ってください。

【事業のスケジュール】

事業募集	令和7年1月17日(金)～2月14日(金) ○ご不明な点は、事前に市役所自治防災課へご相談ください。
審査会	3月下旬頃
審査結果通知	3月下旬頃
補助金申請手続	○事業に着手する前に手続が必要です。
事業実施	補助金交付決定日 ～令和8年3月31日までの一定期間 ○交付決定後、事業計画に沿って実施してください。
事業の完了 成果報告 精算	事業完了日（事業内容による） ～令和8年3月31日まで（締切） ○必ず、年度内に完了するようお願いいたします。 ○実施結果として、不足額が生じても、 <u>交付額は当初の交付決定額が上限</u> となります。

【事業の流れ】



11 事業完了の報告

事業完了後、速やかに次の提出書類を市役所自治防災課へ提出してください。

(1) 地域提案型事業成果報告書

(事業内容に参加人数を必ず記入して下さい。)

(2) 事業実施報告書及び収支決算書

(3) 対象経費支出簿(証拠帳票類の写しを添付)

(4) その他実施内容を説明するために必要な資料

(事業の成果品、活動記録写真等)

また、併せて補助金の精算手続きを行っていただきます。成果報告の内容を審査し、その支出内容が適正か等を確認して交付額を確定します。結果として不足額が生じて、交付額は当初の交付決定額が上限となりますので、ご注意ください。

12 事業の評価・公表

市に設置する審査会において、提出された報告書類をもとに、その事業に関する効果等について評価を行います。

事業の公平性、透明性を高めるため、事業の実施結果とその評価については、市ホームページ及び広報紙において公表します。

13 問い合わせ・提出先

善通寺市役所 総務部 自治防災課

〒765-8503 善通寺市文京町二丁目1番1号

電話 0877-63-6338

FAX 0877-63-6350

E-mail bosai@city.zentsuji.kagawa.jp